

明治三十四年三月二十三日 議長ノ指名ヲ以テ本委員九名ヲ選定ス其ノ氏名左ノ如シ

委員成立

明治三十四年三月二十三日 議長ノ指名ヲ以テ本委員九名ヲ選定ス其ノ氏名左ノ如シ

門脇

重雄君

西原 清東君

野田 卵太郎君

並河 理一郎君

新井 章吾君

○新井章吾君 貴族院修正ノ第七條ニ「税關貨物取扱人ハ貨物ノ受取引渡保管及運送ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ其貨物ノ取扱料ヲ請求スルコトヲ得ス」ト云フ、貴族院ノ修正デアリマスケレドモ、政府ハ御同意ニナツテ居レバ、政府委員ノ御答ヲ願ヒタイト思ヒマスガ、注意ヲ怠ラザリシコトヲ證明スルト云フノハ、實際ニ就イテ之ヲ説明スルト、ドウ云フ風ノコトニナリマセウカ

○政府委員目賀田種太郎君 ソレハ商法ノ第三百二條ニ、同一ノコトガアリマスガ、例ヘバ運送者ガ運送シテ、貨物ヲ送り出シタトキニ、格別ガナカッタノニ中ガ毀レテ居ルト云フ如キコトガアッタナラバ、運送者ガサウシタノデ

ハナイ、前カラサウナツテ居ラタノデアルト云フコトノ、證據ヲ立テレバ、損ヲ免ル、ケレドモ、運送中ニ起シタコトナラバ、自己ノ責ニナラナケレバ

ナラヌ、元來諸方ノ信用ヲ受ケテ、此者ナレバ人ノ代リニナツテ、ズン

所ニナクトモ、商法ノ規定ニ據ラル、ケレドモ、三百二條ノヤウナコトヲ移シ

タラ、宜カラウト云フコトデ、茲ニ出シタノデアリマス

○淺野順平君 此免許料ハ始メテ取ルヤウニナルノデスガ、例ノ湊ノ範圍ニ

由ツテ取ルノデスカ、人ニヨツテ取リマスカ

○政府委員目賀田種太郎君 是ハ無論ソンナニ大シタ額デナクテモ宜イト思

ス、唯ノ八ハ自身デヤレバ宜シイガ、代人ヲ以テスル時ハ、委任狀ヲ持ツテ

申告ヲシテ其者ノ確カナルコトヲ申シ、ソレカラ稅ヲ納メ、稅關ノ信用ヲ以

テ、夫ミ引取等ニ從事シテ居ルト云フコトニナツテ居リマス、ソレガ故ニ貨

ゴザイマセヌ

○委員長門脇重雄君 ソレデハ貴族院ノ修正ニ、御異議ハゴザイマセヌカ

明治三十四年三月二十三日 議長ノ指名ヲ以テ本委員九名ヲ選定ス其ノ氏名左ノ如シ

門脇

重雄君

西原 清東君

野田 卵太郎君

並河 理一郎君

新井 章吾君

○野田卯太郎君 私ハ貴族院修正通リニ異議ハアリマセヌ

○藤野辰次郎君 賛成

○藤野辰次郎君 賛成

種類ニ依ツテ、鐵物ハ幾ラ若クハ布帛類ハ幾ラデアルト云フヤウニ、貨物ノ種類ニ應ジテ、夫ミノ手數料ヲ取ツテ居リマス、サウ云フ譯テ、一向制度ガアリマセヌカラ、此法律ニ據ツテ、ソレヲ當該メルノデ、荷主ニ對シテハ信

用ヲ固ウシ、又其手數料ノ如キハ、從來ノ慣例ヲ酌ンデ最高額ヲ申出サセテ、

認可スルト云フコトニ致シマス

○野田卯太郎君 私ハ貴族院修正通リニ異議ハアリマセヌ

○藤野辰次郎君 賛成

○藤野辰次郎君 賛成

○藤野辰次郎君 賛成

○藤野辰次郎君 賛成

○藤野辰次郎君 賛成

其ノ氏名左ノ如シ

門脇

重雄君

西原 清東君

野田 卵太郎君

並河 理一郎君

新井 章吾君

○新井章吾君 貴族院修正ノ第七條ニ「税關貨物取扱人ハ貨物ノ受取引渡保

管及運送ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ其貨物ノ取扱料ヲ請求スルコトヲ得ス」ト云フ、貴族院ノ修正デアリマスケレドモ、政府ハ

御同意ニナツテ居レバ、政府委員ノ御答ヲ願ヒタイト思ヒマスガ、注意ヲ怠

ラザリシコトヲ證明スルト云フノハ、實際ニ就イテ之ヲ説明スルト、ドウ云フ風ノコトニナリマセウカ

○政府委員目賀田種太郎君 ソレハ商法ノ第三百二條ニ、同一ノコトガアリ

マスガ、例ヘバ運送者ガ運送シテ、貨物ヲ送り出シタトキニ、格別ガナカッタ

ノニ中ガ毀レテ居ルト云フ如キコトガアッタナラバ、運送者ガサウシタノデ

ハナイ、前カラサウナツテ居ラタノデアルト云フコトノ、證據ヲ立テレバ、損

ヲ免ル、ケレドモ、運送中ニ起シタコトナラバ、自己ノ責ニナラナケレバ

ナラヌ、元來諸方ノ信用ヲ受ケテ、此者ナレバ人ノ代リニナツテ、ズン

所ニナクトモ、商法ノ規定ニ據ラル、ケレドモ、三百二條ノヤウナコトヲ移シ

タラ、宜カラウト云フコトデ、茲ニ出シタノデアリマス

○淺野順平君 此免許料ハ始メテ取ルヤウニナルノデスガ、例ノ湊ノ範圍ニ

由ツテ取ルノデスカ、人ニヨツテ取リマスカ

○政府委員目賀田種太郎君 是ハ無論ソンナニ大シタ額デナクテモ宜イト思

ス、唯ノ八ハ自身デヤレバ宜シイガ、代人ヲ以テスル時ハ、委任狀ヲ持ツテ

申告ヲシテ其者ノ確カナルコトヲ申シ、ソレカラ稅ヲ納メ、稅關ノ信用ヲ以

テ、夫ミ引取等ニ從事シテ居ルト云フコトニナツテ居リマス、ソレガ故ニ貨

ゴザイマセヌ

○委員長門脇重雄君 ソレデハ貴族院ノ修正ニ、御異議ハゴザイマセヌカ

出席政府委員左ノ如シ

門脇

重雄君

西原 清東君

野田 卵太郎君

並河 理一郎君

新井 章吾君

○野田卯太郎君 是迄ノ手數ハ、今西原君カラノ御質問ニ附イテ、尙確メテ

置キマスガ、永イ間ノ習慣ガアルモンダカラ、ドンナニシテ營業者ハ利益ヲ

得テ居ルト云フコトヲ、御調べニナツテ居リマスガ、ソコガ即チ不安心ノ點デアルト云フノ

○政府委員目賀田種太郎君 最前ヨリ承ツテ居リマスガ、從來ゴザイマスル取扱人ハ、矢張慣例ニ依ツテヤツテ居リマスガ、ソコガ即チ不安心ノ點デアルト云フノ

得テ居ルト云フコトヲ、御調べニナツテ居リマスガ、ソレカラ稅ヲ納メ、稅關ノ信用ヲ以

テ、別ニ貨主ノ依頼ヲ稅關ニ示サズ、貨主ノ代ヲ以テ自己ノ名ヲ以テ、申告

シ、稅ヲ拂ヒ荷物ヲ引取ツテ居ル、ソレガ今日商法ノ上ニ於テ、商法ノ仲立

人トハ違ツテ居ルガ故ニ、全ク荷物取扱人即チ「カストムブローカー」ハ、唯今

ノ稅關ニ對シテ民法上ノ關係ヲ持ツテ居ルダケデアリマス、ソレデアリマス

カラ、之ヲ唯ノ人ト同ジヤウニ見マスト、一々委任狀ヲ取ツテヤルノデアリマ

ス、唯ノ八ハ自身デヤレバ宜シイガ、代人ヲ以テスル時ハ、委任狀ヲ持ツテ

申告ヲシテ其者ノ確カナルコトヲ申シ、ソレカラ稅ヲ納メ、稅關ノ信用ヲ以

テ、夫ミ引取等ニ從事シテ居ルト云フコトニナツテ居リマス、ソレガ故ニ貨

ゴザイマセヌ

○委員長門脇重雄君 ソレデハ貴族院ノ修正ニ、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○委員長門脇重雄君 フレデハ貴族院修正通リニ、其他ハ原案通リニ決定致シマス、是デ散會致シマス

午後三時二十六分